

兵庫労働局発表
平成20年11月27日

職業安定部職業安定課

課長 橋本 一司

課長補佐 岡本 輝充

電話 078-367-0802

職業安定部職業対策課

課長 川村 修一

課長補佐 井上 博文

電話 078-221-5440

兵庫労働局における緊急雇用対策の実施

(非正規雇用労働者向け職業相談窓口の開設・
雇用維持に取り組む中小企業事業主への支援等)

兵庫労働局では、平成20年12月1日から、平成20年度補正予算に盛り込まれた非正規雇用対策等の推進、中小企業の雇用維持への支援等の緊急雇用対策を実施することとしました。

非正規雇用対策としては、県内14ヶ所の全八ローワークに非正規労働者向けの「正社員就職支援コーナー」を設置し、「担当者制」による一貫したきめ細やかな就職支援を実施することとしました。

また、中小企業の雇用維持への支援として、原材料高騰や景気の変動により事業活動に影響を受け、雇用維持に取り組む中小企業への支援として新たに創設された「中小企業緊急雇用安定助成金」がスタートします。

兵庫労働局においては、県下の主要経営者団体、各種業界団体、地方公共団体に、労働局幹部及び安定所幹部による訪問、文書により、緊急雇用対策の実施について周知、広報の協力依頼を行うこととしています。

兵庫労働局における緊急雇用対策の実施

平成20年11月27日

兵 庫 労 働 局

1 非正規雇用対策等の推進

(1) 非正規雇用労働者の職業相談体制の充実(12月1日 窓口設置)

日雇派遣労働者等の安定した就職を実現するため、県内14ヶ所すべてのハローワークに非正規労働者向けの「正社員就職支援コーナー」を設置し、「担当者制」による一貫したきめ細やかな就職支援を実施する。

(2) 若年者雇用促進特別奨励金の拡充による常用雇用の推進(12月1日 適用)

就職氷河期に正社員になれなかった若者等(年長フリーター(25~34歳)、30歳代後半の不安定就労者)の「就職の困難な者」に対し、「トライアル雇用」の推進を図り、「トライアル雇用」終了後に常用雇用に移行した企業等を対象に支給される「若年者雇用促進特別奨励金」が拡充されたことから、当該奨励金を活用し常用雇用の促進を図る。

《支給対象年齢・支給金額》

25歳~29歳	30万円	25歳~29歳	30万円(中小企業は45万円)
30歳~34歳	45万円	30歳~39歳	45万円(中小企業は67万5千円)

2 中小企業への雇用維持への支援

中小企業緊急雇用安定助成金の創設(12月1日 適用)

資源価格高騰や景気の変動により事業活動に悪影響を受ける中小企業の雇用維持の取組を支援するため、休業、教育訓練、出向を実施した事業主に対し、休業手当、教育訓練経費、出向労働者に係る賃金等の一部を助成し、雇用労働者の失業の予防、雇用維持を図る。

	現行の雇用調整助成金	中小企業緊急雇用安定助成金
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 最近6か月の生産量が前年同期と比較して10%以上減少していること。 最近6か月の雇用量が前年同期と比較して増加していないこと。 	中小企業であって <ul style="list-style-type: none"> 最近3か月の生産量が前年同期と比較して減少していること。 前期決算時等の経常利益が赤字であること。(生産量が5%以上減少している場合はこの要件は不要。) 最近3か月の雇用量が前年同期と比較して増加していないこと。
助成率等	休業、教育訓練、出向手当等の1/2 (中小企業2/3)	<ul style="list-style-type: none"> 休業、教育訓練、出向手当等の4/5 教育訓練経費 1人1日 6,000円
支給限度日数	3年間で150日	3年間で200日

3 その他

高年齢者雇用開発特別奨励金の創設（12月1日 適用）

65歳以上の高年齢者を公共職業安定所等の紹介により雇い入れた事業主を対象とした、高年齢者雇用開発特別奨励金が創設されたことから、高年齢者の安定した就職の実現を図る。

週所定労働時間	支給額	
20時間以上30時間未満	大企業30万円	中小企業40万円
30時間以上	大企業50万円	中小企業60万円

中小企業における障害者雇い入れ助成の拡充〔特定求職者雇用開発助成金〕

（12月1日 適用）

障害者を公共職業安定所等の紹介により雇い入れた中小企業事業主に対する支給額・助成期間の拡充を行うことにより、障害者雇用の促進及び定着を図る。

週所定労働時間	障害者の種類	助成期間	支給額
30時間以上	重度または、45歳以上の身体・知的障害者、精神障害者	2年 (1年6か月)	160万円 (120万円)
	以外の身体・知的障害者	1年6か月 (1年)	90万円 (60万円)
20時間以上 30時間未満	身体・知的・精神障害者	1年6か月 (1年)	60万円 (40万円)

*（ ）内は、拡充前の支給額・助成対象期間。

介護未経験者確保等助成金の創設（12月1日 適用）

介護労働者の人材不足の緩和を図ることを目的として、介護関係業務の未経験者（新規学卒者を除く）を週所定労働時間30時間以上の雇用保険被保険者として雇い入れ、6ヶ月以上定着した場合に、未経験者1人あたり25万円、さらに6ヶ月以上定着した場合、合わせて50万円まで助成（ただし、1事業主につき3人まで）

マザーズハローワーク（コーナー）の増設

平成21年1月5日に、西宮所に「マザーズコーナー」を開設。

<マザーズハローワーク>

就職を希望している女性や子育て中の方を対象として、担当者制及び予約制というマンツーマンの支援制度により、個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな職業相談・紹介を行い、総合的かつ一貫した就労支援を実施することとしている。